

○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国
際事務局から通知されたタイ王国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名



農業用製品及び食品。アルコール飲料及びノンアルコール飲料。米。粳米。コーヒー。茶。魚。牡蛎（生きているものに限る）。牡蛎（生きているものを除く）。牛肉。ローストした豚肉。洋菓子。パーム糖。卵。クラッカー。果物。アルコール漬け、その他の保存加工をした果物。果物飲料。グレープフルーツ。パイナップル。ドリアン。バナナ。荔枝。オレンジ。ライム。マンゴー。マリアンプラム。唐辛子。竜眼。ココナッツ。ラングサット。タマリンド。サントル。ローズアップル。栗。クワの実。絹。絹紡糸（の織物）。絹糸、蚕糸。手織物。モルタル。傘。真珠。ボウル。陶磁器。かばん。睡眠用マット。マット。ぶどう酒。スピリッツ（蒸留酒）。

○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたタイ王国の記章を次のように指定したので、告示する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

一

黒



二

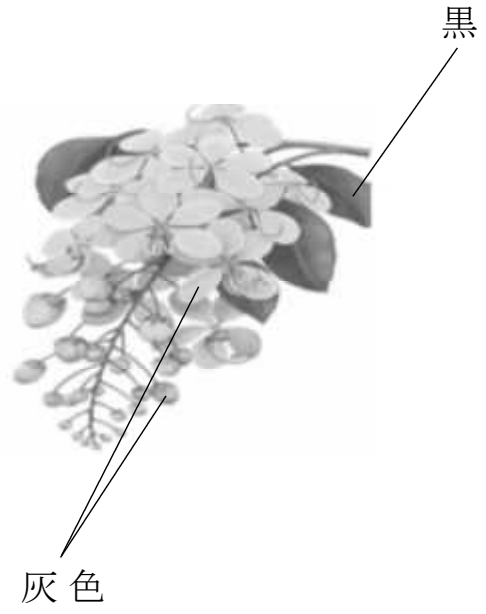
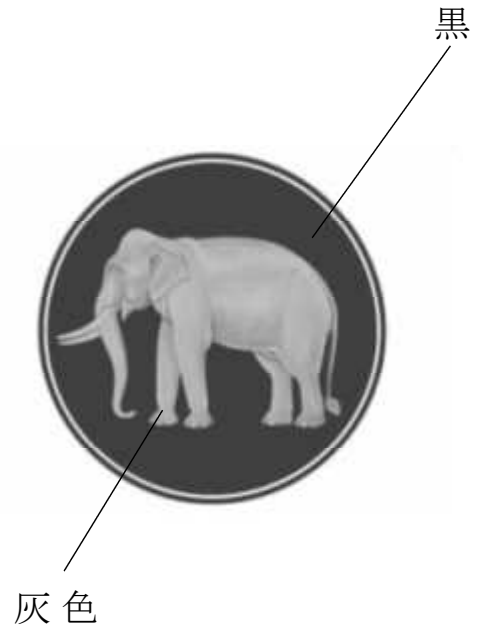
黒



三

四

五



○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合鉄道機関の標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成二十二年経済産業省告示第三百二十八号（欧州鉄道機関の標章を指定する件）は廃止する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

- 一 欧州連合鉄道機関
- 二 Det europeiske jernbanebyrået
- 三 Europeiska unionens järnvägsbyrå
- 四 Euroopan unionin rautatieviraston
- 五 Agencija Evropske unije za železnice
- 六 Železničná agentúra Európskej únie
- 七 Agentia Uniunii Europene pentru Căile Ferate
- 八 Agência Ferroviária da União Europeia

- 九 Agencja Kolejowa Unii Europejskiej
- 十 Spoorwegbureau van de Europese Unie
- 十一 L-Agenzija tal-Unjoni Ewropea għall-Ferroviji
- 十二 Európai Unió vasúti ügynöksége
- 十三 Europos Sąjunga agentūra geležinkeliams
- 十四 Eiropas Savienības Dzelzceļu agentūra
- 十五 Agenzia dell'Unione Europea per le Ferrovie
- 十六 Agencija Europske unije za Željeznice
- 十七 Gníomhaireacht Iarnóid an Aontais Eorpaigh
- 十八 Agence de l'Union Européenne pour les Chemins de Fer
- 十九 European Union Agency for Railways
- 二十 Οργανισμός Σιδηροδρόμων της Ευρωπαϊκής Ένωσης
- 二十一 Euroopa Liidu Raudteeametit

- 一一二 Eisenbahagentur der Europäischen Union
- 一一三 Europæiske Unions Jernbaneagentur
- 一四 Agentura Evropské unie pro železnice
- 一五 Agencia Ferrovíaria de la Unió Europea
- 一六 Агенция за жељезопътен транспорт на Европейския съюз
- 一七 ERA
- 一八

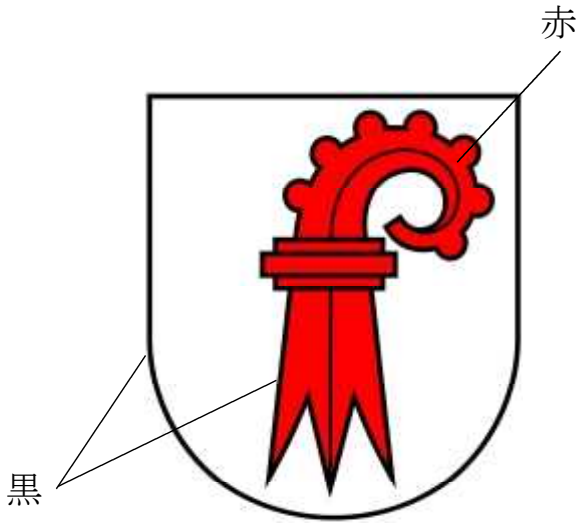


○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスイス連邦の紋章を次のように指定したので、告示する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名



○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界的所有権機関の国
際事務局から通知されたアルゼンチン共和国の記章を次のように指定したので、告示する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

